

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

初めに、福祉灯油の実施について伺います。

寒さの厳しい冬を迎える中、原油価格の変動や円安に伴う輸入価格の影響で灯油価格の高騰が続き、18リットル当たり1,800円台と、住民の家計を直撃しています。食料品や電気料金など生活必需品も値上げされ、暮らしが大変になる中、さらに冬の暖房に欠かせない灯油の高騰はとりわけ低所得者にとっては暮らしに大きな影響を与えるものであり、早急な対策が求められています。

秋田県としても実施を検討しているようですが、この間、独自に大仙市や仙北市、能代市や潟上市、また三種町などの山本郡の3町や、羽後町、五城目町など、福祉灯油を実施する自治体が広がっています。

これから本格的な冬を迎え、需要も高まり、灯油もさらに値上がる可能性があります。住民の暮らしを守るため、当町でも早急に福祉灯油を実施するべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

福祉灯油の実施についてですが、議員もご承知のとおり、アベノミクスと呼ばれる一連の経済政策の推進によって為替相場はここしばらく円安ドル高で推移しております。それにより輸入品目については以前と比較して全般的に高価格で推移し、その結果、私たちの生活は所得のあるなしにかかわらず、従前と同様の暮らしぶりでも支出がふえざるを得ない環境になっております。

こうした環境の中、ご質問の件につきましては、ある団体からも要望書をいただいておりますが、納税されている方も以前より厳しい環境で生活を重ねておりますので、所得の低い方に対する支援の必要性やそのあり方がどうあるべきなのか思慮するとともに、アベノミクス効果をなかなか実感できない町内において、限定分野であったとしても少しでも町内経済を刺激する施策を構築できないかなど熟慮を重ねてまいったところです。

そうした中、12月11日、県主催の会議において、県が総務省に対し灯油価格高騰に伴う低所得

世帯等に対する緊急支援対策の要望を行う旨の説明があり、灯油高騰に対する低所得者支援が全県的な共有課題として整理されている状況を確認するとともに、美郷町においてはアベノミクス効果を実感できない今年度、町内利用の灯油券交付制度を構築することで、灯油の使い控えを少しでも解消し、町内経済を幾らかでも刺激する方策になり得るのではないかと考え、こうした整理と考え方のもと、いわゆる福祉灯油を実施する方針を固めたところです。

今後、対象者要件の検討に入るとともに、町内利用の灯油券交付制度について関係者と協議を行い、厳冬期を目途にして、それまでに補正予算案をご審議いただけるよう作業を急いでまいります。なお、こうした支援策の財源は、申すまでもなく納税者からの税金ですので、納税者からご理解いただける適切な制度設計に留意してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「いいえ」の声あり）それでは、次の質問に入っていきます。

○9番（泉 美和子君） 介護保険制度の見直しについて質問いたします。

11月27日、厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会で、介護保険制度の見直し案を示しました。来年1月からの通常国会へ法案を提出し、再来年、2015年4月実施を目指しています。今回の見直し案の主なものの1つは、例えば訪問介護や通所介護を市町村の地域支援事業に実質的に移し、事業費には上限を設けるなど利用の抑制を図ること、2つ目は、特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限定する。特養以外での生活が著しく困難な場合は例外として入所を認める方針。3つ目として、制度発足以来1割だった利用料を一定の所得の人は2倍の2割負担に引き上げる。65歳以上の20%を占めるとしています。年金収入で年280万円以上が有力とされています。また、4つ目として、特養ホームに入居する低所得者に対して、居住費、食費を補助する補足給付の削減を行う。預貯金などが単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上あれば、支給対象から外すなどの内容です。こうした給付減と負担増が盛り込まれ、2025年には約2,000億円の削減になると報道されていますが、町民への影響についてどのように考えられるのか、町長の見解をお伺いいたします。

要支援者向けの介護給付を廃止して、市町村の事業に移管する計画は、国民の強い反対の声を受け、訪問介護、リハビリ、福祉用具貸し付けなどは引き続き介護保険による給付を継続しますが、訪問、通所介護は市町村に移管するとしています。要支援者が訪問介護で主に利用している掃除や洗濯などの生活援助や、家族の負担を軽減するデイサービスなどを外そうとしています。また、デイサービスの利用はここ数年で急増しています。国の責任で充実するよう対策を講じるのが本来だと思いますが、それを切り捨てる国の考え方は全く逆行しているのではないでしょう

か。市町村に丸投げする生活支援などの担い手はNPOやボランティアなどを想定していますが、受け皿の確保が困難、人材を確保する見通しが立たないなどの声が自治体からも上がっています。厚労省は、地域の実情に合わせ一定程度時間をかけて段階的に実施するとしていますが、地域格差が生じること、地域によっては受け皿が整わない事態も生まれかねません。サービス切り捨ては絶対に認められないものであります。当町において訪問、通所サービスの保険外しでサービスが受けられなくなる人はどれくらいとなるのか。また、市町村事業で対応できるのか、見解をお伺いいたします。

今、全国でサービスつき高齢者向け住宅が急増しています。国の補助金創設で建設ラッシュとなっているものです。安否確認や生活相談のサービスを受けながら自分のペースで生活することができますが、どれも高額で年金だけではとても利用できません。高齢者の住まい、居場所の確保のために、老人福祉法に基づく施設の整備、充実こそが必要だと思えます。低所得者の高齢者や病気でケアが必要な人も受け入れられる公的な受け皿が求められています。ひとり暮らしの高齢者の方からよく聞かれることは、だんだん体調が悪かったりすると心細くなり、天気の良いときや、あるいは冬場などはいちょうの家のような施設に入りたいと思っても、いつもいっぱいになかなか入ることができない、こういう声が寄せられています。いちょうの家のような施設をもっとふやすべきではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問について、一般質問通告書の内容と差異があるようですので、2点についてお答えいたします。

介護保険制度の見直しに示されている内容では、要支援者向けのサービスのうち、訪問介護と通所介護について介護保険給付費事業から地域支援事業に移行するというものがあります。これは誤解なされている方も多いと思いますが、介護保険制度から外れるものではありません。介護保険制度においては、介護保険給付費事業と介護予防を目的とした地域支援事業の2本立てで運営されております。介護度が低い要支援の方については、介護予防事業と一体化することにより効率化を図り、介護度の重度化を防ぐ狙いも含んでいるものと思われま。

現在、美郷町で要支援1、2の認定を受けている方は251人であり、うち95人が訪問介護と通所介護のいずれか、または両方のサービスを受けられております。両サービスが地域支援事業に移行した場合でも、現在と同様のサービスを受けることは可能のようですので、サービスを受けられない方は原則いないものと考えております。なお、介護保険については議員ご承知のとおり、

大仙市、仙北市、美郷町の2市1町の一部事務組合で運営しておりますので、地域支援事業に移行するサービスが各構成市町間で差異が生じないように調整を図り、平準化に努めてまいりたいと思います。

次に、美郷町では、高齢者等のため独立して生活することに不安のある方の施設として、議員もおっしゃいました高齢者生活支援ハウス、いちょうの家を設置しており、高齢者の方が事情により自宅での生活が難しい場合にご利用いただいております。ここに入所する対象の方は自立して生活ができる方に限られますので、医療や介護が必要な方については、在宅や施設において状態に応じた医療制度や介護保険による各サービスなどをご利用いただくことになります。

平成24年度から平成26年度までの第3期美郷町高齢者福祉計画を策定するに当たって、町民の意向調査を実施した結果、6割を超える方が介護サービスを利用しながら自宅で暮らしたいという結果が出ております。この状況は、介護保険制度を構成する2市1町、ほぼ似たような結果となっておりますので、介護保険の事業計画においても居宅支援を中心とした施策が実施されております。まずはアンケート結果を踏まえ、住みなれた家で暮らしていただけることが何よりも考えておりますので、今後とも介護保険事務所とも連携しながら、高齢者の方が地域で暮らせるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、いちょうの家については7名の方が入所できますが、毎年12月から翌4月ころまでは満室状態となるものの、5月から11月は比較的空室となります。必要な方についてはこうした時期に有効活用いただきたいと思っておりますので、現段階でいちょうの家のような施設をさらにふやすことは考えておりません。ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 通告と質問との差異があるということでしたけれども、もしかして1番のことかと思うのですが、この1番の中身として改善、介護保険制度の見直しの、このいろいろな見直し案が幾つかあるわけですが、主にこの4つのこういう中身を述べたつもりなのです。ですから、こういういろいろな改悪案だけれども、それが住民に対してどう影響すると考えられるのかということをお伺いしたつもりだったのですが、もしあればお願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの一般質問の内容を伺ったところ、質問通告書にある①の部分が説明文として私には聞かれましたので、質問というふうに捉えなかったために答弁いたしませんでした。改めて質問を受けたということで答弁いたします。

介護保険制度の見直しについては、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で検討が進められており、報告書の取りまとめについて11月27日の同部会でその素案が提示されたところです。素案には、要支援者向けのサービスの一部を市町村で取り組む地域支援事業に移行することや、利用者負担の見直し、特別養護老人ホームの入所を中・重度に限定することなど、制度の重点化、効率化に関する内容でありましたことは、先ほど議員がおっしゃったとおりです。

その一方で、低所得者の保険料軽減の強化、在宅医療・介護連携や、認知症施策の推進等による地域包括ケアシステムの構築など制度の充実や、負担軽減に向けた内容もあることは、先ほど議員がおっしゃったとおりです。今後、団塊の世代のさらなる高齢化が進むことを見据えての報告書案となっているようです。

なお、利用者負担の見直しについては、その対象となるのは65歳以上の方の所得上位20%の方に限定される案が有力のようです。また、特別養護老人ホームの新規入居者についても、現状では既に要介護3以上の方が9割近い状況であり、やむを得ない場合は要介護1、2の方も入居できる特例を設けることも検討されているようです。このように、高齢者の生活実態や介護保険の現状を踏まえた検討が進められているものと受けとめております。

いずれにいたしましても、まだ社会保障審議会介護保険部会における報告書案が作成された段階ですので、住民に具体的にどのような影響が生じるのか、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「1つ」の声あり）9番、泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 先ほどの要介護者、訪問、通所介護ですか、要支援1、2の方々が受けられなくなるというのではなくて、サービスを受けられなくなるというのではなくて、今までの介護保険で統一、全国の基準で統一されていたもの、広域で統一されていたものが、そうでなくて、市町村独自の事業に移されていくという、ここは広域でやっていますので、そこで統一されるという意味だと思いますが、そういう意味での質問でした。それからすると、その市町村によっていろいろ財源問題が出てきますので、今までのようにはいかないのではないかという、その切り下げられる場合もあると。必要な、例えばヘルパーによって食事の調理や掃除とか洗濯など、こういうことが別の業務にボランティアなどによって変わっていってしまう可能性がある。そういうことを述べたところです。以上です。終わります。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。